

公共交通事業者への支援について

R 2. 7. 28 総合戦略課

1. 概要

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、市民の日常的な移動手段を支えるため運行を継続していたバス事業者及びタクシー事業者に対し、給付金を支給する。

(公共交通事業者の現状)

新型コロナウイルス感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発令されて以降、外出自粛や移動制限、観光施設などの休業の影響を受け、各事業者の直近の売上は、前年比 20～30%にとどまり、このままでは、運転手の賃金低下・離職、最悪のシナリオでは会社存続の危機に直面している。

2. 内容

(1) 対象

- ・一般社団法人静岡県バス協会に加盟し、道路運送法第 4 条における許可を受けている路線バス事業を市内にて運行している路線バス事業者
- ・商業組合静岡県タクシー協会に加盟する、市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者

(2) 給付額

- ・バス事業者 … 市内運行車両 1 台につき 5 万円
- ・タクシー事業者 … 市内営業所に配置する事業用車両 1 台につき 2 万円

3. 予算額

3,000 千円

事業者名	車両台数	給付見込み額
東海バス	23	1,150 千円
伊豆箱根バス	4	200 千円
寺山自動車	27	540 千円
伊豆箱根交通	35	700 千円
天城タクシー	9	180 千円
伊豆土肥交通	10	200 千円

4. 周知方法

プレスリリースし、伊豆市HPにて詳細を公表します。

5. その他

近隣市町も同程度の支援を実施もしくは検討中

(実施市)

沼津市・三島市・伊豆の国市

(検討中の市町)

函南町